

令和5年度宮崎県障がい者芸術文化支援センター運營業務委託に係る 企画提案競技審査要領

令和5年3月17日
みやざき文化振興課

1 目 的

この要領は、宮崎県障がい者芸術文化支援センター運營業務委託者の選定に当たり、公正かつ適正な審査を実施するために必要な事項を定める。

2 審査方法

審査は企画書等の関係書類による企画提案競技方式とし、(3)に掲げる各審査員の合議制により行うものとする。審査は、(2)の審査基準を基に行う。

(1) 書類審査

(3)に掲げる各審査員が以下の審査基準を基に関係書類の書面審査を行い、最も合計点の高い業者を、業務委託に最も的確な業者として1者選定する。

(2) 審査基準

書類審査の基準は以下のとおりとする。

なお、提案者が1者の場合は、60%以上の得点率を得ている場合にのみ、業務委託に適格な業者として選定する。

審査基準【100点満点】

- ① 相談支援体制の確保【20】
(相談受付体制、方針)
- ② 芸術文化活動を支援する人材の育成【15】
(人材育成機会の具体性、研修内容)
- ③ 関係者のネットワーク構築【10】
(参加者募集の実効性、自力実行性、実績)
- ④ 活動への参加機会の提供【10】
(イベントの企画内容と実効性)
- ⑤ 情報収集・発信【10】
(情報収集体制、発信力)
- ⑥ 作品展示【15】
(企画実行性、実績、協力体制)
- ⑦ その他県の文化に関する事業への協力【5】
(専門的な知見による協力体制)
- ⑧ センター事業の収支計画書【5】
(費用対効果が高く、適正な執行が見込まれるもの)
- ⑨ 団体に関すること【5】
(事業実施体制、進行管理体制、個人情報管理体制、過去の実績等)
- ⑩ 経済性【5】

(3) 審査員 計5名

審査員は、以下の5名により構成する。

- ①みやざき文化振興課 課長
- ②みやざき文化振興課 課長補佐
- ③みやざき文化振興課 副主幹(文化振興担当)
- ④みやざき文化振興課 文化振興担当(2名)